様式第１７号（第１７条関係）

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　橿原市議会議長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から　　　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、橿原市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年橿原市条例第３８号）第２８条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　　月　　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　　月　　　日 |

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、橿原市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、橿原市を被告として、（訴訟において橿原市を代表する者は橿原市議会議長になります。）裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）　お問合せ先：議会事務局（電話　　　　　　　　　　）